



厚生健発 0731 第 2 号
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

公衆衛生事業功労者に対する厚生労働大臣表彰候補者の推薦について

標記については、「公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰の実施について」（平成 20 年 8 月 1 日付健発第 0801003 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき実施しているところですが、本年度における被表彰候補者等の推薦に当たっては、局長通知の別紙「公衆衛生事業功労者表彰実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び下記事項を十分留意の上、令和 8 年 9 月 11 日（金）までに推薦くださいますようお願いいたします。

記

1 表彰の対象について

実施要綱の 2 の（3）に該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の功績については、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、平成 21 年 4 月から健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業として、引き続き市町村が実施することとされたことから、当分の間、旧老人保健法による医療等以外の保健事業に基づき実施された事業を含むことに留意すること。

2 市町村の推薦に当たっての留意点

（1）原則として老人保健 6 事業を全て行っており、それぞれの事業が該当の他の市町村と比較して遜色のない実績であること。

未実施事業がある場合には、その代替・補完等をしている事業等を当該市町村で実施していること。

(2) 健康診査については、以下の点に留意すること。

① 原則として健康診査受診率が、全国値に達していること。

全国値以下であったものについては、

- ・当該県における受診率より上位であること。
- ・毎年確実に受診率が向上していること。

の2点が達成されていること。

② 健康診査受診者への受診後の保健指導や受診勧奨等については、市町村が積極的に行っていること。

なお、医療機関等において、基本健康診査と併せて受診勧奨も行っているところについては、市町村を含め当該対象者を適切に把握していること。

(3) 複数推薦の場合は、当該推薦市町村の事業を比較の上、何ら遜色がなく、優劣をつけがたい場合に認めるものであること。

3 共通事項

(1) 功労表彰履歴については、令和8年4月1日以前のものを記載すること。

(2) 被表彰者の功績等は調書にわかりやすく的確にまとめ、できるだけ添付書類の必要のないようにすること。

(3) 主たる業務が以下に該当する場合であって、当該表彰制度の対象となることができる者については、以下の表彰制度に推薦すること。

- ・生活衛生事業功労
- ・歯科保健事業功労
- ・食生活改善事業功労

